

ネット通販 注文を確定する前に必ず確認を

【事例1】

スマートフォンに表示された広告を見て美容液を注文した。初回は格安で購入できる定期コースで、いつでも解約できると書いてあったので、初回だけ購入するつもりで注文した。初回の商品が届いて1週間後、予想よりも早く2回目の商品が届いたため慌てて返品しようとしたが、断られてしまった。

【アドバイス】

事例のような相談が全国で増加しています。そのため、特定商取引法が改正され、6月1日から通販業者は最終確認画面に次の事項を分かりやすく表示することが義務付けられました。

①商品の数量②総額③支払いの時期・方法④引渡し
の時期⑤解約方法

通信販売はクーリング・オフが適用されず、原則として業者のルールに従うことになります。注文を確定する前に内容をよく確認し、最終確認画面のスクリーンショットを撮っておきましょう。申し込んだ後でも、誤解を招くような表示があれば、契約の取り消しができる場合があるので、消費生活センターへご相談ください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

電話やメールによるお金の話は詐欺を疑う癖を

公的機関などになりすました電話やメールによる詐欺が多発しています。不審な電話やメールには注意してください。

【事例1】

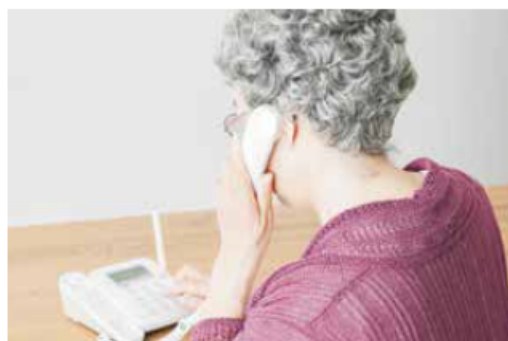
「〇〇市役所です。介護保険料の還付金があります。今からATMに行き手続きをしてください」という不審な電話があった。

【事例2】

「〇〇省です。生活困窮者に支援金を支給します」というメールが届き、指示に従ってコンビニで電子マネーを購入し、手続きをしたが、なかなかお金を受け取れない。

【アドバイス】

事例のような相談が複数寄せられています。詐欺にあわないために、「固定電話は留守番電話に設定する」「メールは件名や本文、メールアドレスを確認する」「口座情報や暗証番号を教えな



い」「公的機関を名乗る場合は、自分で調べた番号にかけ直し、事実を確認する」などの対策をしましょう。お金の話が出たら詐欺を疑い、消費生活センターへお問い合わせください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）